

令和5年度 公益社団法人鳥取県人権文化センター 第2回通常理事会議事録

日 時 令和5年3月18日(月) 10:30~11:23
場 所 県民ふれあい会館4階 大研修室(鳥取市扇町21)
出席者数 12名(内訳:理事10名、監事2名)
出席者名簿 別紙のとおり
議 題 別添資料のとおり

事務局長 定刻になりましたので、ただいまから令和5年度公益社団法人鳥取県人権文化センター第2回通常理事会を開会いたします。

本日は、理事15名中10名の出席ということで過半数に達しております。定款第32条の規定により本理事会が成立したことを報告します。

前田会長ですが、朝、急遽連絡があり欠席ということになりました。本来であれば会長挨拶に続いて議長選出ということになりますが、会長挨拶はなしということになります。

次に、議長の選出です。定款第31条の規定により理事会の議長は会長が充たるということになっておりますが、今ご報告したとおり会長欠席でございます。会長が欠席の場合、定款第22条第3項の規定により副会長が代行ということになっておりますので、本日、議長は佐々木副会長にお願いしたいと思います。

では、よろしく申し上げます。

議 長 本日は会長欠席のため、議長をさせていただきます副会長の佐々木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは理事の皆様のご協力をいただき、円滑な議事の進行を図りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日の日程は、既に配布しております次第のとおりです。

それでは、議事に入りたいと思います。議案第1号令和6年度事業計画(案)及び議案第2号令和6年度当初予算案(案)」について、関連がございますので一括して事務局から説明してください。

事務局次長 (議案第1号令和6年度事業計画(案)について 説明)

事務局長 (議案第2号令和6年度当初予算(案)について 説明)

議 長 ただいま、令和6年度事業計画(案)及び当初予算(案)について事務局から説明がありました。

これに対するご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

江口監事 議案第1号(令和6年度事業計画(案)(1)調査研究事業)の2主な事業内容の②効果的な人権啓発手法等の研究開発)の「表出した」という表記が気になりましたので辞書で調べてみると、心の内側のものが外に出るというような意味合いのようであり、ここでは「顕在化した」という表記のほうが良いのではないかと思います。調べていただき、「表出した」という表記のほうが適切

であるということであれば、そのまま良いと思います。

ホームページの年間閲覧数は、令和4年度閲覧数の2倍をめざすということですが、表紙だけ見て中まで見ず逃げてしまったもののカウントは意味がないので、どのページをどのくらい見たのかということ进行分析していただくことを補強いただけたらと思います。

ユーチューブ(YouTube)は、配信するにはすごく良い手法だと思いますが、使う方側に悪意があると、悪意のある使われかたをしてしまうという危険性があります。コメントという所に変な書き込みをされていくと、こちらの趣旨と違うような形になるので、ユーチューブの動画に対してコメント的なものが入られないような形がとってあれば問題ないのですが。

事務局

「表出」より「顕在化」という表記のほうが良いのではないかというご指摘につきましては、早速調べますが、そのように改めさせていただきたいと思います。

ホームページの閲覧状況に関しては、間違えてホームページに入りすぐ離脱されたものはカウントしてしまわないように、ちゃんと中身を見てくれているというのが分かる数字で目標の年間閲覧数をめざしたいと思います。

ユーチューブにつきましては、今の段階でコメントが出来るようになっていくかどうか直ちに確認いたします。コメントができないということであれば荒らし(悪意のあるコメント等でその場を妨害すること)が起きないということだと思いますので、早速対応させていただきたいと思います。

松田理事

研修支援というところで範疇に入れていただきたいと思います。

平成30年と31年に渡って学校の学習指導要領が改訂になり道徳が教科になりました。これはいじめを背景にしてのことで、学習指導要領としての扱いは、道徳が義務教育9年間のなかで全教科の基本的な考え方になっており、個人の尊重を基本に置いて、道徳と社会科、道徳と体育といったように全部結びつくような形で指導要領として作成されていると聞いています。

学校指導要領なので学校で閉じた状態になっているのではないかと考えられます。いじめというところを意識、関連しながら組み立てられた教育を受けた子どもたちが育っていくが、我々社会はそういう認識がない。その辺を埋めるような啓発活動が必要ではと考えます。センターの教材、啓発はそれを踏まえたものであるようお願いしたいと思います。

事務局

研修支援で学校サイドからの相談があった際は、特に学校が道徳を教科化したことがいじめの問題についてどのような形で学習に組み込まれているかということ十分に理解したうえでこちらのアドバイスや情報提供になるようにいたします。

江口監事

議案第2号に記載されている令和5年度予算(5月補正後)は、このあとの第4号議案に出てくるものと同じですか？

事務局

議案第2号に記載しているものは、令和5年5月に行ったもので、議案第4

		号とは別のものです。
江口	監事	分かりました。 同じものであれば、議案第2号の前に決議しておかなければいけないのでは と思いましたが伺いました。
議	長	ほかにありますでしょうか。
理	事	(なし)
議	長	それでは、令和6年度事業計画(案)及び、令和6年度当初予算(案)につ いて、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
理	事	(異議なし)
議	長	議案第1号及び議案第2号は、原案のとおり承認されました。 次に、議案第3号令和6年度資金調達及び設備投資の見込みについて、事務 局から説明してください。
事務	局長	(議案第3号令和6年度資金調達及び設備投資の見込みについて 説明)
議	長	ただいま、令和6年度資金調達及び設備投資の見込みについて事務局から説 明がありました。 これに対するご質問、ご意見等がございましたらお願いします。
理	事	(なし)
議	長	それでは、令和6年度資金調達及び設備投資の見込みについて、原案のと おり承認することとしてよろしいでしょうか。
理	事	(異議なし)
議	長	議案第3号は、原案のとおり承認されました。 次に、議案第4号令和5年度補正予算(案)について、事務局から説明をお 願いします。
事務	局長	(議案第4号令和5年度補正予算(案)について 説明)
議	長	ただいま、令和5年度補正予算(案)について事務局から説明がありました。 これに対するご質問、ご意見等がございましたらお願いします。
理	事	(なし)
議	長	それでは、令和5年度補正予算(案)について、原案のとおり承認すること としてよろしいでしょうか。
理	事	(異議なし)
議	長	報告事項についてですが、定款第22条第6項の規定に基づき、会長、副会長、

常務理事の職務の執行状況を報告します。

事務局長 (報告事項(1) 会長(、副会長、常務理事)の職務執行状況について 代理説明)

*令和5年度第2回通常理事会を職務執行として記載しているが、欠席であることを改めて報告。

副会長 (報告事項(1)(会長、)副会長(、常務理事)の職務執行状況について 説明)

常務理事 (報告事項(1)(会長、副会長、)常務理事の職務執行状況について 説明)

*報告事項(2) 令和6年度市町村支出金承認額通知について

10月26日のヒアリングの後、鳥取県市町村法令外負担金等審議会より令和6年度の市町村支出金について要望どおり承認いただきました。長年記載されていた「鳥取県人権教育推進協議会との統合を検討するように」との特記事項が今回なくなっていますが、これは統合しなくて良いということではなく、負担金を審議する審議会では審議しない。今後は市長会や町村会のほうで引き続き検討されるというふうに伺っています。

*報告事項(3) 鳥取県立人権ひろば21指定管理者の指定について

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、引き続き鳥取県立人権ひろば21の指定管理者にセンターが指定されました。

追加配布資料「人権ひろば21ふらっと月別利用者数(人)」により、2023年度利用者数は2024年3月17日現在4,264人で、年度当初、スタッフと目標にしていた4,000人を達成することができました。引き続きPRしながら利用者数、図書の貸出等の増に努めてまいります。

議長 状況報告をいただきましたが、そのほかご意見がございますでしょうか。

松田理事 私どもの団体も色々(ふれあい会館の)使用を考えさせていただいているが、どうしても駐車場を考慮しなくてはならない。何か手立てはあるのでしょうか。利用にあたっての駐車場の情報をいただきたい。

事務局 ふれあい会館の駐車場が満車の場合は、日本海新聞本社ビルの駐車場を紹介し、利用時間に応じてサービス券を配付させていただいています。

そちらのほうは、啓発冊子やセンターホームページ等に掲載して周知を図っています。

松田理事 今、整地作業されている隣(旧ふらっと)が駐車場になる予定はないのですか。

事務局 県が売りに出したものですので県もご存じなく、私たちも何になるのか分からないという状況です。

江口 監事 月別利用者数のグラフを見させていただいて、2020年から2022年度の間に利用者数が落ちているのは新型コロナウイルス感染症の関係だろうと思われます。2023年度5月に2類相当から5類になって動きが活発になってくる。3年間でできなかった分の反動で今までよりも色々なことが増えているということをよく聞きます。

8月と2月が突出していますが、このあたりは人権学習をスタートするのが8月くらいで年度末の駆け込みが2月なのかなという具合に見させていただいています。もう少し押し並べて使っていただけるような方策をしないと、利用者側は自分の勝手に利用されるはずですので、(ふれあい会館の) 駐車場がいっぱいで(日本海新聞本社ビルの駐車場に) 行っていただくということになるのだろうと思っています。

利用がコンスタントに拡がっていけるような施策も視野に入れておかれたほうが良いのかなという具合に思います。

事務局 8月と2月についてはイベントをした関係で多いのです。日本海新聞本社ビルの駐車場のお話をしましたが、サービス券を出すことはほぼありません。2月の人数が多い時に徐々にサービス券が出たなというくらいです。8月などは人数が多いですが、一日一日の重なりで多くなったものなので、駐車場がいっぱいということはありませんでした。

江口 監事 そういう状況がずっと続けば良いのですが。

事務局 鳥取県立人権ひろば21は、係長1名とスタッフ3名が運営しており、次は利用者数4,500人を目指そうという話をしています。イベントをするとどれだけ人が来るかということも分かってきたので、来年度はどうしようかということを考えています。

今までは待ちの姿勢が多かったのですが、もっとPRが必要だと色々な所に行き、その都度その都度情報を出したりしてくれています。そういったことが増えている要因で、コロナの反動で増えたということではなく、スタッフが一生懸命頑張ってくれたおかげだと考えています。

江口 監事 令和6年度にそのあたりを反映していただければ良いと思います。

議長 ほかにありませんでしょうか。

事務局 前回の理事会で「理事の人数は10名以上15名以内と法律で決まっているのではないのでしょうか」というご意見をいただきましたので、再度確認をしましたが、そういったものはございません。センターは理事会を置く社団法人ですので3名以上という規定はあります。ただ上限はありませんので団体の事業規模や事業内容で各団体が決めましょうということです。鳥取県は15名以内というのが多く、県関係の団体は横並び的なものがあるかと思われます。

身体障がい、知的障がい、視覚障がいの各団体会員のところに説明に行き「障がい者団体の理事がいないのはいかがなものか」という意見が、令和5年5月総

会場で鳥取県精神障害者家族会連合会の会長さんからありました。10月理事会で協議した結果、障がい者団体からも理事に入っていただくということになりました。どの団体から理事を出していただくかは今後検討します。また年度明けにでも改めて相談させていただきたい。」ということで回っております。

その時、「理事の決め方については各団体が順番にするという方法がある。1期2年は短いので2期で交代するというのはどうか。」「2期で交代だと4団体なので次に順番が回ってくるのに12年掛かるが、2名であれば4年ごとにできる。」「順番でやっているところは確かにあるが、順番だからやっているという感じがする。」というご意見がありました。まずは障がい者団体から1名理事に入っていただき、順番とか最初は任期を決めず、その都度その時の状況を踏まえてやっていきたいと考えているところです。この方向で5月の理事会、総会に準備を進めて良いかご意見をいただきたいと思っております。

議長

いかがでしょうか。

明場理事

障がい者関係団体はたくさんあるにも関わらず、4団体の中で決めるということについて考え方を持っておいたほうが良いと思っております。

事務局長

団体はたくさんありますが、理事になるにはセンターの会員になっていただかないといけません。会員になっていただく与会費を払っていただかないといけません。そこまでしてでも理事になりたいというところがあれば、その時に考えようとは思っています。今は会員でいらっしゃるこの4団体の中からというふうに考えております。

江口監事

2年ごと、4年ごとで交代と決めるとか、輪番を決めるとかをこちらがするという話ではないのですね。

事務局長

取り敢えず、そういうことをせずにスタートするという方向で良いか、ご意見を伺うものです。

江口監事

その方向であれば良いです。

事務局長

そうしますと、理事は基本1名増の16名以内ということで、定款変更の準備も進めていきたいと思っております。理事の改選がありますので空きがもしできるようなことがあれば15名以内で回るかもしれませんが、基本1名増やすということで準備させていただきます。

議長

そのほかございますでしょうか。

理事

(異議なし)

議長


予定した議事が全て終了しました。これで理事会を終了します。議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。


事務局長


以上で、本日の理事会を終了させていただきます。ありがとうございます。

令和6年3月18日に開催された、令和5年度公益社団法人鳥取県人権文化センター第2回通常理事会の議事内容は、以上のとおりです。

令和6年3月18日

副会長(代表理事) 佐々木らえ子 

監事 政田 孝 

監事 江口 真也 

(別紙)

令和5年度 第2回通常理事会(令和6年3月18日) 役員出欠表

	理事名	現職等	出欠	備考
1	前田 義機	前鳥取県保護司会連合会会長	×	会長
2	佐々木 ちよ子	鳥取県連合婦人会常任委員	○	副会長
3	明場 達朗	鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局長	○	
4	井田 智子	(一社)鳥取県母子寡婦福祉連合会理事長	×	
5	岡崎 周治	鳥取県人権教育推進協議会会長	○	
6	岡本 匡史	(公社)鳥取県医師会事務局長	○	
7	金児 英夫	鳥取県町村会副会長(智頭町長)	×	
8	佐々木 満也	(公財)鳥取県国際交流財団常務理事	○	
9	高橋 義幸	鳥取県市長会事務局長	×	
10	津川 俊仁	部落解放同盟鳥取県連合会執行委員長	×	
11	中山 孝一	鳥取県商工会議所連合会幹事長	○	
12	平尾 昭一	(公社)鳥取県老人クラブ連合会若手委員	○	
13	松田 繁	(社福)鳥取県社会福祉協議会常務理事	○	
14	松田 吉正	鳥取県民生児童委員協議会会長	○	
15	谷 和敏	(公社)鳥取県人権文化センター事務局長	○	常務理事

○…出席10名、×…欠席5名

	監事名	現職等	出欠	備考
	江口 真也	前日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	○	
	政田 孝	税理士	○	

令和5年度

公益社団法人鳥取県人権文化センター
第2回通常理事会議案

日時 令和6年3月18日(月)
午前10時30分から

場所 鳥取県立生涯学習センター 4階 大研修室
(鳥取市扇町21番地)

公益社団法人鳥取県人権文化センター

理 事 会 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

議案第1号 令和6年度事業計画(案)について

議案第2号 令和6年度当初予算(案)について

議案第3号 令和6年度資金調達及び設備投資の見込みについて

議案第4号 令和5年度補正予算(案)について

4 報告事項

(1) 会長、副会長、常務理事の職務執行状況について

(2) 令和6年度市町村支出金承認額通知について

(3) 鳥取県立人権ひろば21指定管理者の指定について

5 その他

6 閉 会